

新型コロナウイルス感染症に関する助成金及び申請に向けた準備について

社会保険労務士法人プロジェクト

2020.4.10 改訂

＜新型コロナウイルス感染症に関して事業主が申請できる助成金＞

- ①新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（新たな助成金制度）
- ②雇用調整助成金の特例措置
- ③働き方改革推進支援助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例

＜罹患者が申請できる給付金＞

- ◎傷病手当金（健康保険加入者のみ）

＜新型コロナウイルス感染症に関して事業主が申請できる助成金＞

①新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（新たな助成金制度）

～どのような場合に受給できるか～

- ・事業主が、「(1) 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども」「(2) 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども」の世話を保護者として行うことが必要になった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた場合

～助成内容～

- ・令和2年2月27日から6月30日において、有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額（但し1日1人あたり8,330円を上限とする）

～申請方法～

- ・令和2年3月18日～6月30日までに以下の書類を学校等休業助成金・支援金受付センターに郵送。具体的な申請手順については[厚生労働省のHP（小学校休業等対応助成金）](#)もご覧ください。

＜申請書類＞

- ・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金支給申請書・・・様式第1号
- ・有給休暇取得確認書・・・様式第2号
- ・支給要件確認申立書・・・様式第3号

- ・支払方法・受取人住所届・・・様式第4号
- ・その他添付書類・・・労働保険関係成立届、労働者名簿、タイムカード、出勤簿、賃金台帳、労働条件通知書、勤務カレンダー、小学校等からの臨時休業等に係るお知らせ、障害のある子どもの場合は証明する書類等

②雇用調整助成金の特例措置

～どのような場合に受給できるか～

- ・事業主が、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ（※）、雇用の維持を図るために従業員に対して休業手当を支払った場合

（※）新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全業種について、売上高等の生産指標が1ヶ月で10%以上（4月1日から6月30日までの緊急対応期間は5%以上）低下した場合。

～助成内容～

- ・休業手当の3分の2（中小企業）、2分の1（大企業）（※）

（※）緊急対応期間は4/5(中小)、2/3(大企業)

解雇等を行わない場合は9/10（中小）、3/4（大企業）

～申請方法～

- ・以下のようなSTEP毎に申請書類の提出が求められます

（※）新型コロナウイルス感染症に伴う休業等実施計画届の提出は実際の休業後（緊急対応期間は6月30日まで）でも可とされています。

なお、特例措置の拡大に合わせ、手続きの簡素化が講じられる可能性もあります。

具体的な申請手順については[厚生労働省のHP\(雇用調整助成金\)](#)もご覧ください。

<STEP1> 休業等実施計画届の提出

- ・休業等実施計画届・・・様式第1号（1）
- ・雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書・・・様式第1号（2）
→確認書類は売上が分かる既存書類（写）で可
- ~~→雇用調整実施事業所の雇用指標の状況に関する申出書→→様式第1号(4)→作成不要~~
- ~~→休業計画一覧表→→様式第1号(3)→作成不要：様式第5号(3)として提出可~~
- ・休業協定書
- ・労働者代表選任届及び委任状→委任状不要
- ・事業所の状況に関する書類①~~（事業所概況と中小企業に該当している事の確認書類）~~
→既存の労働者及び役員名簿のみで可、中小企業の人数要件を満たせば資本額を示す書類不要

- ~~→事業所の状況に関する書類②（生産指標の確認書類）~~
- ~~→事業所の状況に関する書類③（受入派遣労働者数の確認書類）※派遣受入の場合のみ~~
- ~~→事業所の状況に関する書類④（所定労働日・労働時間・休日や賃金制度の確認書類）~~

<STEP2> 支給申請

- ・支給申請書（休業等）・・・様式第5号（1）→自動計算機能付加、記載事項削減
- ・助成額算定書・・・様式第5号（2）
→自動計算機能付加、記載事項削減、残業時間記載不要
- ・休業等実績一覧表及び所定外労働等の実施状況に関する申出書・・・様式第5号（3）
→日付毎の記載不要（日数合計のみで可）、残業時間記載不要
- ・雇用調整助成金支給申請合意書・・・様式第13号→4/10時点で要否に関する言及なし
- ・支給要件確認申立書・・・共通要領様式第1号→様式変更
- ~~→平均賃金を算出するための確認書類（前年度の労働保険確定保険料申告書（写））~~
→添付不要
- ・休業実態の確認書類（出勤簿やタイムカードの（写）又は勤務カレンダー等）
→その他、手書きのシフト表等も可
- ・休業期間中の賃金の支払等に関する確認書類（賃金台帳の（写）4か月分等）
→その他、給与明細の（写）等も可

★ご参考：雇用調整助成金の特例措置に関する4/10報道発表内容（リンク）

- [1. 特例の概要](#)
- [2. 特例の詳細](#)
- [3. 申請書類の簡素化](#)

③働き方改革推進支援助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例

～どのような場合に受給できるか～

（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）

中小企業事業主が、新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入（※）した場合

（※）テレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則・労使協定等の作成・変更等の取り組みによって、事業実施期間（令和2年2月17日～5月31日）中にテレワークを実施した労働者が1人以上いること

（職場意識改善特例コース）

中小企業事業主が、新型コロナウイルス感染症対策として休暇の取得促進に向けた環境整備（※）に取り組んだ場合

（※）就業規則等の作成・変更、労務管理用機器等の購入・更新等の取り組みによって、

事業実施期間（令和2年2月17日～5月31日）中に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備すること

～助成内容～

（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）

補助率 2 分の 1（1 企業当たりの上限額：100 万円）

（職場意識改善特例コース）

補助率 4 分の 3（1 企業当たりの上限額：50 万円、但し事業規模 30 名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が 30 万円を超える場合は 5 分の 4 を助成）

～申請方法～

・ 現行の働き方改革推進支援助成金制度に則り、以下の STEP 毎に申請書類の提出が求められます。具体的な申請手順については厚生労働省の HP もご覧ください。

・ [テレワークコース](#)

・ [職場意識改善特例コース](#)

<STEP1> 交付申請

- ・ 交付申請書・・・様式第 1 号
- ・ 事業実施計画・・・様式第 1 号別添
- ・ 事業に取り組む前の状況を確認するための書類（就業規則・労使協定等）（写）
- ・ 見積書（写）

<STEP2> 支給申請

- ・ 支給申請書・・・様式第 10 号
- ・ 事業実施結果報告書・・・様式第 11 号
- ・ 事業の実施に要した費用を支出したことが確認できる書類（写）
- ・ 事業を実施したことが客観的にわかる資料（写）
- ・ 成果目標の達成状況に関する証拠書類（就業規則・労使協定等）（写）

≪罹患者が申請できる給付金≫

◎**傷病手当金（健康保険加入者のみ）**

～どのような場合に受給できるか～

・ 社会保険の加入者（被保険者）が、業務外の病気や怪我（私傷病）によって連続 3 日間以上労務に服することができなくなり、事業主から報酬を受けることができない場合

～給付内容～

- ・ 1日当たりの支給額 = 支給開始前（12 か月）の平均標準報酬月額 ÷ 30 日 × 3分の2

～申請方法～

- ・ 健康保険傷病手当金支給申請書（※）
（※）本申請書に医師（療養担当者）が意見を記入したり、事業主が期間中の賃金支払状況等について証明を行います。
- ・ （その他必要に応じて）添付書類（※）
（※）例えば、労災保険からの休業補償給付を受けている場合は併給調整を行う為に確認書類の提出が必要になります。

以上